

2017年2月28日

池田町 町長 甕 聖章 様
池田町教育委員会 教育長 平林 康男 様

「町民と政党のつどい」実行委員会
事務局長 牛越 邦夫

「町民と政党のつどい」実行委員会が12月27日に提出した「質問と要求」に対して、2月1日にその回答が示されました。

池田町と教育委員会による昨年末の公民館使用許可取り消しという行政処分が、理由とされる2つの意味においていずれも正当性を欠くと私たちは指摘しました。しかし、今回の「回答」は極めて不十分なものであり、私たちの指摘に誠実に回答されたものとは到底言えません。

経過についても、法令解釈においても、真意をつかみかねる箇所や同義反復とみられる箇所、議論を回避したとみられる箇所などが多く見られました。このままの姿勢で公民館運営が続けられれば、今後に大きな問題を残すことになるのではないかと私たちは危惧します。

こうした点をふまえ、先日の「回答」について下記の通り再質問を行いますので、文書にてすみやかにご回答下さいますようお願いいたします。

なお、質問と回答および再質問を見やすくするため、12月27日の質問には下線をつけて最初に記し、2月1日の回答を項目ごとにその下に記載し、続けて再質問を書き加えてあります。

再質問に対する回答は、これに準ずる必要はありません。

なお、以下の再質問において、「池田町公民館使用に係わる確認事項について」は「確認事項」、「町民と政党のつどい実行委員会」は「『つどい』実行委員会」または「実行委員会」、牛越事務局長は「事務局長」と略記します。

また、文章の簡略化のため、「である」調で記載していますのでご了解下さい。

1 経過および事実関係をめぐって

【1】「取り消し」に関わる経過について

① 公民館使用の取り消しを決めたのはいつか、また正式に通知したのはいつか。

A. 使用許可の取り消しを決めたのは12月1日の庁議終了後です。牛越事務局長は、同日公民館へ来館されるとのことでしたが、開催日が迫っていることから、早期において頂きたい旨お願いしましたが午後3時の来館を指定されました。同日午後5時になって来館されましたので、使用許可の取り消しの内容を説明しました。牛越事務局長より文書による通知をすること、その通知を明日午前中に取りにくるとの要望を受けました。翌日2日の午後1時頃来館され、文書を手渡しました。

【再質問】

・公民館長から取り消しの連絡があったのは、12月1日午前11時30分頃のことである。事務局長の携帯電話に「庁議で使用取り消しが決定された」との通知があった。同日午後5時頃に、教育長・教育課長・公民館長から事務局長が「取り消し」の説明を受けた。このときには処分書は用意されていなかった。

では、正式の「取り消し通知」は①12月1日午前11時30分頃の電話連絡時、②同日午後5時頃の説明時、③処分書を受け取った（受付に封筒に入れてあっただけ）12月2日午後1時頃、のうちいずれの時だったのか。

② 「公民館使用許可取り消しについて（回答）」では、29日には「使用許可はしていません」とあるが、これはどのような意味か。

A. 牛越事務局長が、29日に協議をして使用許可が確定したと理解されたかのように見えたので、それに対する回答です。29日は、チラシにある「町民と政党のつどい」の内容を確認させていただき、正式な許可をしておりません。このことから、使用して頂くために文書による確認を必要としました。

【再質問】

・「確認事項」を発行したのは、そこに記載されたとおり「条件付き」だが公民館使用を認めるという趣旨によるものではなかったのか。

・通常、公民館の使用申請に対して、他団体が競合していなければ申請と同時に許可となる扱いであり、公民館規則第3条第2号様式の許可証発給は省略してきたことを認めるべきではないか。

・「正式に使用許可をしていない」というのであれば、いつそのような通知をしたのかを明確にされたい。

【2】申請内容と実施内容が異なる点について

- ① 29日の「つどい」実行委員会牛越事務局長（以下事務局長と表記）と平林教育長、藤沢教育課長、平川公民館長との面談で、事務局長が「指摘があったので、申請者および目的（会議）を修正する」と申し出たところ、公民館長は「今回は（修正しなくても）いい」と述べたが、その通りでよいか。

A. 公民館長は、29日のお話の場では不要と申し上げました。翌日30日に、確認書と同時に提出を頂くよう準備をしていたためです。申請書の修正につきましては、29日の時点で行って頂くべきであったと考えます。

【再質問】

・事務局長が「確認事項」のファックスを受領したのは11月30日午後7時頃であった。どのような手段で修正させようとしたのか。実際には、30日以降申請書修正の話などは一切なかったのではないか。

- ② 公民館の使用申請書では、申請者を書くのみで実施団体を求めている。申請者だけではなく実施団体の記載も必要であると判断するのであれば、そのように処理すれば済むことである。この点は公民館使用を取り消す理由とはならないと考えるがどうか。

A. 「実施団体を求めている」ということはありません。今後は申請書を修正します。ご指摘のとおりこの時点では取り消しの理由とはしていません。

- ③ 「つどい」実行委員会は、12月2日の「つどい」において、原発・TPP・年金・沖縄などの国政のあり方についても野党からの意見を聞き、真剣な討論を交わすことを期待していた。公民館側が、「つどい」は「会議ではなく集会ではないか」との疑問を持ったのであれば、その時点で双方が協議し必要に応じて申請書の「使用目的」を修正すればよいだけである。これも公民館使用を取り消す理由とはならないと考えるがどうか。

A. チラシからは、原発・TPP・年金・沖縄などの国政のありかたについて真剣な討論を交わすことがメインの集会とは判断できかねました。この時点で双方での協議は行われましたが、30日付け確認事項については了承がいただけませんでした。また、確認事項には、「記載内容に変更があった場合、直ちに申請内容の変更を行う」と記載しています。但し、会議ではなく集会であってもこのことだけで取り消しの理由にはあたりません。

【再質問】

・「30日付け確認事項については了承がいただけませんでした」とあるが、「確認事項」についての12月1日の説明を反故にしたのは公民館長ではないのか。

・この「つどい」は、野党共闘について野党各党の意見を聞くことが柱であり、そのために主な政策課題である原発・TPP・年金・沖縄などの国政のありかたがメインだとどこにも書いていない。「つどい」の内容を十分に把握することなく、チラシの見出し部分だけを切り取って「特定政党の利害に関する」と一方的に判断したところに問題があったのではないのか。

・変更を申し出たものを「今はよい」と一方で言いつつ、翌日に「確認書」で「記載内容に変更があった場合、直ちに申請内容の変更を行う」と書いている。その上で「確認事項に了解がいただけなかった」とわざわざ書くのは、「記載内容に変更があった場合、直ちに申請内容の変更を行う」と記載した「確認事項」に反するから使用許可取り消しの理由にあたると思ったためではないのか。

・「会議ではなく集会であってもこのことだけで取り消しの理由にはあたりません」のうち、「このことだけでは」とはどんな意味か。

【3】11月30日付「池田町公民館使用に係わる確認事項」について

① 文書は教育委員会名として出されている。教育委員会を開催したうえで「確認事項」を決定したのか。

A. 教育委員会は開催していません。通常の業務の範囲であり、今までの考え方を変更したわけではありません。

【再質問】

・「通常の業務の範囲」とは何か。教育委員会の業務に関する内規の開示を求める。

② 11月29日に公民館長から「内規に抵触するとの外からの声があるので、内容を聞きたい」と連絡があった。この日は、事務局長が教育長・教育課長・公民館長と面談し「内規に抵触しない」旨を確認しただけである。その経過に全く触れていないのは何故か。

A. 本件は内規に該当する案件ではない旨を確認したうえで協議しました。

【再質問】

・「内規に該当する案件ではない」と「抵触しない」とでは全く意味が異なる。11月29日の話し合いでは「内規に抵触するかどうか」が中心ではなかったのか。

・事務局長は「内規に抵触しないことが確認できたから使用許可が認められる」と判断したが、教育委員会は異なる認識を持っていたことになる。11月29日にそれをどのように確認して協議したのか。

③ 「確認事項」では、記載事項について「今回（29日午後）協議した内容を・・・まとめました」としているが、それは出席者の記憶にもとづくものか、または何らかの記録にもとづくものか。記録メモまたは記憶媒体があれば提示されたい。

A. 出席者（教育長、教育課長、公民館長）の記憶にもとづき、作成しました。

④ 11月29日の話し合いでは項目ごとに文言を確認した事実はないが、それでよいか。

A. 記載されている項目については11月29日にお話をしています。これに対し、牛越事務局長は公民館の使用制限に該当することはしない、と発言されましたと認識しています。その場では、その発言の確約がとれずに話が終了してしまったため、翌日に確認書による確認をお願いしました。

【再質問】

・繰り返しになるが、29日は、公民館長から「内規に抵触するとの、外からの指摘があるので話が聞きたい」ということから始まっている。話し合いでは「抵触しない」ということで双方が了解した。ちなみに、その後は、話題を変えて地域交流センター建設の件で話し合ったのである。そのことを無視しているのはなぜか。

・「発言の確約が取れなかった」ことを「確認事項」発行の根拠にしているが、教育委員会の手続き上の落ち度があったのだからもともと「確認事項」などという手段は必要なかったはずではないのか。しかも、29日には項目ごとに文言を確認した事実はないのかとの質問には何も答えていない。

⑤ 11月29日に、事務局長は「選挙に関する話題・議論は一切しない」という憲法21条に違反するような発言はしていないし、「つどい」のテーマの1つは「選挙における野党共闘」であって、それを否定する発言もしていない。「確認事項」に列挙された文言は一方的・意図的な判断にもとづくものではないのか。

A. 牛越事務局長は「選挙に関する話は一切しない」と発言をされたと認識しています。ですから、上記④のとおり、それらをお互いに確認するための通知をしました。一方的・意図的な判断によるものではありません。但し、公民館での選挙に関する話題、議論をすることを禁止するものではありません。

【再質問】

・教育長から、「選挙活動は公民館では出来ない」との話があったので、事務局長は「衆議院議員の任期はあと2年ある。選挙になっていないのに選挙運動の話などするわけがない」と答えたが、それを「選挙に関する話は一切しない」と発言したと受け止めたとすれば、受け止める方に問題があるのではないか。「公民館での選挙に関する話題、議論をすることを禁止するものではありません」との認識を持つのであれば、何故「選挙に関する話は一切しない」という文言を「発言」としてわざわざ確認事項に入れたのか。教育委員会の受け止めや認識に間違いがあれば、双方が認識を照らし合わせてそれを正すことの方が先ではないのか。

⑥ 「確認事項」は11月30日午後7時過ぎに事務局長がFAXで受け取った。公民館長と翌12月1日午後、その文書内容の説明を受ける確約をしていたにもかかわらず、その約束を果たさないまま午前中に「取り消し」が通知された。信義に背くこの行為をどう考えるか。

A. 30日は、午後5時30分ごろ公民館長は牛越事務局長に確認書をお届けしお話をしたい旨の電話をしています。これに対し牛越事務局長はファックスで送って欲しいと言われ、午後6時50分ごろファックスをお送りしました。午後8時頃再度公民館長が電話をしたところ、「確認事項は承認しない」と言明されました。「翌日、出向いて話をする」と告げられ一方的に電話を切られましたので、説明の約束などをした認識はありませんでした。

【再質問】

・回答では、翌日に「説明の約束などをした認識は」なかったとしているが、【1】①では、「早期において頂きたい旨お願いしましたが午後3時の来館を指定されました」と書いている。明らかにここでは翌日の話合いを認識しているのであって、「説明の約束をした認識がない」とは矛盾する。当初の質問は、なぜこの経過を無視して庁議に持ち込んだのかを質しているが、そのことに答えていない。

・⑤では、この確認事項を「お互いに確認するための通知」と書いているが、実際には検討する時間も与えず、双方で協議する時間も持たず、翌日の午前中に庁議に凶ったことをどのように考えているのか。さらに、「説明の約束などをした認識」がないとすれば、「確認事項」は一体何のために出したのか。上の回答の答え方では、単に一方的に「まとめ」たものを押しつけたに過ぎないことを裏書きしているのではないか。

⑦ 本来「確認」は双方が了解し合意してはじめて意味をもつ。従って「確認事項」はあくまで教育委員会の一時的な判断を示しただけであると理解するがそれでよいか。

A. 上記④のとおり、牛越事務局長自ら「公民館の使用制限にあたることはしない」と言われましたので、その確認をするためのものです。町の一方的な判断にもとづくものではありません。

【再質問】

・公民館の内規に抵触しないのであれば、これまでの利用と同様に利用できると判断することは当然ではないのか。

・質問は、「確認というからには合意が必要だ」といっているなのであって、そのことには何ら答えていない。

・30日の時点で承認できない旨を述べたのは当然のことである。だからこそ、確認とするには次の日の話し合いが大事だったのではないのか。当初の質問は、12月1日の話合いを無視

して翌日朝の庁議に持ち込んだことが一方的な判断にもとづく行為ではないかと質しているが、これに答えていない。

【4】12月1日の庁議について

① 庁議ではどのような審議経過で取り消しに至ったのか、議事録の公開を求める。

A. チラシの記載事項、確認事項を承認しないこと、自民党議員の参加要請を断っていることなどを報告し、審議をしました。結果として、社会教育法23条1項の規定に該当するという意見が多数あり、これを受け、公民館長は使用許可取り消しを判断しました。議事録はありません。通常の庁議につきましても議事録は作成していません。

② 庁議において「公民館使用の議題」の説明資料はあったか。あればその開示を求める。

A. 説明資料として、当初申請書(11月4日)・チラシ・公民館内規を提出しました。

【再質問】

・資料として提出したチラシなど資料の提示を求める。

③ 過去に庁議で「公民館使用の可否」が議題となったことがあったか。

A. 無かったものと認識しています。

【5】過去の公民館の使用について

① 過去5年間の、政党、政治団体、議員(無所属含む)などの公民館利用状況を明らかにしていただきたい。その際、申請者、使用目的なども明示されたい。

A. 保存をしてある過去2年分の使用申込書の写しを添付します。

(注: この写しはここでは割愛します)

【再質問】

・提示された過去2年間の利用実績の中で、「戦争法に反対する池田町民の会」が8件中4件を占めている。思想・信条の異なるさまざまな町民の結集組織である「戦争法に反対する池田町民の会」を「政治団体」と認定したのか。それとも「など」に該当するのか。

【6】福社会館、総合福祉センターの借用申請をめぐって

公民館の使用が取り消されたために、代替施設として福社会館、総合福祉センターの借用を申請したが、担当課長は「庁議に参加しているから」として、いずれも使用を認めなかった。

① 庁議では公民館以外の施設についても使用を認めないことが話し合われたのか。また、そのことを各施設長にも通知したのか。もし通知・連絡したのであれば、誰の責任でそれを行ったのか。

A. 庁議において、今回の件は、公民館以外の公共施設についても、公民館の使用許可と同様な考え方にたち、結果、福社会館の借用についても、不許可としました。各施設を所管する担当課長が指示をしました。

② 社会教育法の適用を受けない施設の使用を認めなかったのは、地方自治法第 244 条に抵触する違法行為ではないのか。

A. 本来地方自治法第 244 条の規定により、正当な理由がない限り、利用を拒むことはできないことになっています。その点反省するとともに、今後は各施設について利用者が公平に安心して利用できるよう、職員に法的根拠も含めて、周知徹底していきます。

【再質問】

・地方自治法違反になることは誰も指摘しなかったのか。
・上記①②からすると、町ぐるみで違法行為に係わったことになるがその認識はあるか。②では、「反省する」とは書いているが、何をどのように反省するのか全く明確ではない。地方自治法違反の行為を行ったこと、そのために混乱と精神的打撃を与えたことを文書で謝罪すべきではないのか。

【7】12月18日の池田町議会での町当局の発言について

12月18日、池田町議会の一般質問において、教育課長は「確認事項は事務局長が述べたことをそのまま文書にしたものだ」と事実と反する発言を繰り返すとともに、それが公文書として示されたことを追認した。このことは事務局長の名誉を著しく毀損する行為である。本人に謝罪するとともに、町議会において答弁を撤回することを求める。

A. 【3】-⑤のとおり、牛越事務局長は確認事項の記載の内容の発言をされたと認識しています。

【再質問】

・「確認事項」では、「今回協議した内容を下記のとおりまとめた」としているが、議会答弁では「発言をそのまま文書にした」と見方を変えている。それは何故か。
・個人名を10数回も出して、一方的にとりまとめた「確認事項」をあくまで事務局長の発言だと強弁しているのは、著しい名誉毀損ではないか。
・事務局長が「確認事項」に記された内容を承認していない以上、「確認事項」は双方の「確

認」ではありえない。「回答」では事務局長がこれを認めなかったと書いているのだから、双方に認識の違いがあったことを認めている。

自らの手続きの不備を事務局長に一方向的に転嫁し責任逃れをするのは、事務局長に対する不当極まりない扱いであり、明らかな名誉毀損に該当する。改めて撤回と謝罪を求める。

2 社会教育法および池田町の公民館規定の解釈をめぐって

【1】憲法・教育基本法の問題について

① 社会教育法の上位法は日本国憲法、および教育基本法である。教育委員会はこのことを踏まえ、公民館の果たすべき役割についてどのように考えるか。またその中で、町民の政治的な教養を深め、関心を高めるためにどのようにすればよいと考えるか。

A. 教育基本法第3条において、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるような社会を実現されなければならない」とうたわれています。この社会を実現するために社会教育法第20条で、「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進」に寄与することとなっており、公民館はこの目的を達成するための事業を展開しています。また、町民が政治的教養を深め、関心を高めるために、現在でも町公民館では特定の政党・政派に所属している議員であっても、社会教育法に反しない限り、一般町民を対象とした報告会を認めています。さらに新池田学園の塾の中に、一般的な政治的教養の向上に関する事業を取り込むことが大切と考えます。

② 町民の「政治的な教養」(教育基本法)には、今日の政治のあり方の学習、選挙に関する話題も含まれるし、特定政党への支持・不支持の表明も同様である。それらはすべて「思想及び良心の自由」「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」(日本国憲法)に基づくものであるが、公民館はそれらを最大限に保障する場であるべきではないのか。

A. ご指摘の事項が公平、公正に行われるために社会教育法の規定があるものと認識しております。

【再質問】

・ ①でも②でも日本国憲法の「思想及び良心の自由」「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」に言及がないのは何故か。公民館では、このことが最大限に保障されなければならないと質問していることに答えていないではないか。

・ 逆に、上の回答では、思想信条の自由、集会言論の自由、表現の自由が保障されるために社会教育法の規定があるという解釈に立っていると理解されるがそれでよいのか。

日本国憲法、教育基本法、社会教育法の関連について教育委員会の見解を明確に示されたい。

【2】社会教育法の解釈をめぐって

① 町の「公民館使用取り消し通知書」には、根拠法令の記載がない。従って「通知書」は処分通知書としての効力を有しないのではないのか。

A. 使用取り消し通知書に関する規定がないため、根拠法令の未記載となりました。今後改めます。通知書としての効力は有するものと考えます。

【再質問】

・弁護士からも行政手続き法の条件を満たしていないことが指摘されている。根拠法令を明示することは行政運営上の常識であり、それを備えていないことを指摘している。通知書としての効力は有しないのではないのか。

② 教育委員会は、社会教育法第23条の「公民館」を「運営者および利用者」と解釈しているが、その解釈はどのような根拠に基づいているのか。

A. 公民館施設の貸出は第22条第6項に規定する公民館事業となっています。この貸出事業が第23条第2項に該当する場合に禁止されることとなります。従って禁止行為の内容に関する公民館以外の者も23条の適用を受けるものと考えます。

【再質問】

・同義反復で答えになっていない。ここでは、教育委員会の解釈の根拠を聞いている。社会教育法第22条第6項は公民館が行う事業について記載し、第23条は、公民館の運営方針を示し「公民館が行ってはならないこと」を規定している。法令通りに解釈すれば、公民館運営者以外の者への法令の適用は想定されていないのではいか。

・社会教育法の第20条から22条の「公民館は」は誰をさすのか。その中に「利用者」も含まれると解釈するのか。さらに、条文によって読み方が変わるのか。

・文部科学省生涯学習政策局長が平成27年7月28日付けで各都道府県教育委員会にあてた通達文書「公職選挙等の一部を改正する法律の公布に伴う社会教育における啓発活動等の充実について（依頼）」は、「事業等の目的・内容が特定の政党・選挙の候補者を支持するものでない限り、本規定の違反とはならず、差し支えない」と限定的にとらえている。この通達を受け取っているか。受け取っているならば、この通達をどのように理解したのか。

③ 「特定政党の利害に関する事業」とは具体的にどのような事業なのか。また、それを判断するのは誰か。

A. 一般町民に、特定政党の宣伝をすること、また選挙において特定の候補者や政党

に投票するよう、或いはしないように勧誘すること。チラシからは、特定の政党のみを招いていること、牛越事務局長は、自民党議員の参加要請を断ったと発言されていること、野党の共闘により総選挙の勝利を主たる目的としていること。判断するのは公民館長です。

【再質問】

・公民館を利用する場合、主催者がどの政党を招請するか、または誰を来賓に招待するかは主催者の自由である。野党との懇談を目的とする「つどい」に自民党国会議員が参加できないことは自明のことではないのか。

・先に紹介した文部科学省の通達では「公民館」が「事業等の目的・内容が特定の政党・選挙の候補者を支持するものでない限り、本規定の違反とはならず、差し支えない」としている。池田町教育委員会の見解はこれに照らしても明らかに逸脱しているのではないのか。

・自民党候補の参加要請を断ったとしている点は、「つどい」の性格から何ら問題となることではない。また、これは、某国会議員による書き込みをきっかけとしている（イベントページ書き込み参照）。そのことを調べることもせずただ自民党議員を断ったことを理由としているのなら、甚だしい事実誤認である。また知っていながらこのように述べているのであれば、特定政党の干渉に乗ったことを意味する。いずれにしても、これを理由に挙げることは、町民団体の自主性に対する不当な干渉であって、社会教育法の規定に抵触するのは公民館側の方ではないのか。

④ 教育委員会の解釈では、論理的には、どの政党や政治団体が公民館を利用しても「利害に関する事業」にあたることになるのではないのか。もし、あたらない事例があるならば、どのような場合か、また、その理由は何か。

A. あたらないものと考えます。あたらない事例としては③に該当しないで政治団体などにより行われる一般的な政治の勉強会などです。

・「一般的な政治の勉強会」において、特定政党の利害に関することは起こりえないと考えているのか。

・

⑤ さまざまな考え方を持つ個人の集まりである町民団体が、野党の代表を呼んで共闘のあり方を研究・討論することは「特定政党の利害に関する事業」に該当するか。

A. 一般論として該当しないものと考えます。

【再質問】

・今回の「つどい」が、この一般論に該当しないのは具体的にどのような点なのか。

・③では、特定政党の利害に関することとして「特定政党の宣伝をすること、また選挙において特定の候補者や政党に投票するよう、或いはしないように勧誘すること」をあげ、さらに、チラシの文面で「特定の政党のみを招いていること」をあげているが、この「回答」とは明らかに矛盾するのではないか。

⑥ 政党もしくは政治団体、あるいは町民団体が政治的な内容で集会・学習会を行おうとするとき、公民館運営者は何をもってその可否を判断するのか。チラシだけなのか、それとも申請内容なのか。また、その申請が妥当であるのかどうかは何をもって判断するのか。

A. 入手できうる全ての情報から判断します。

【再質問】

・「入手できうる」とは具体的にどのような手段で入手するのか。また、それが一方的な情報ではないことをどのように担保するつもりなのか。

さらに、この回答は、公的機関の「情報収集」に言及した重大なものだが、情報収集には事前検閲の疑いがあるとの認識はないのか。

・一方的な情報収集をしたもので判断を続けるというのならば、公民館・教育委員会と住民との信頼関係などはなり立ち得ず、公民館のあり方を著しく歪める結果となるのではないのか。

・そもそも、申請書で正確な記入を求め、必要な聞き取りをすれば済むことである。それ以外にチラシや内容の調査などをする必要は全くない。住民同士が顔を見知っている小規模な町でこのようなことを行う意図はどこにあるのか。

⑦ チラシなど外部に示された宣伝物の文面に「特定政党の利害に関する」表現はないが、実際には、当該集会または会議において「特定政党の利害に関する」事項が話題となることはいくらでもあり得る。そのような場合はどのように判断するのか。

A. 今回のチラシには、「特定政党の利害に関する事業」にあたりと判断したため、具体的内容をお伺いしました。主催者が、関係法令等を遵守してご使用いただくことを基本とします。

【再質問】

・関係法令を遵守するのは公民館運営者側ではないのか。憲法、社会教育法の原点に立つように求める。

⑧ 政党でも政治団体でもない実行委員会のチラシ文言（「野党共闘で勝利しましょう」「自公政権はもうゴメン！」など）が社会教育法第23条に該当すると判断する法的根拠は何か。

また、公民としての正当な主張を規制することは基本的人権（憲法第11条）の侵害であり、さらには「国民の権利及び義務」を定めた憲法の規定に抵触するのではないか。

A. ③にて記載のとおりです。公民としての正当な主張を規制する考えは全くありません。

【再質問】

・公民としての正当な権利を規制する考えが全くないのなら、法令の解釈において社会教育法の誤った解釈を前面に押し出しているは何故か。社会教育法の上に憲法第 21 条があることをどのように考えるのか。

・今回の公民館使用取り消しには何らの法的根拠もない。これは、日本国憲法第 21 条および社会教育法第 23 条の規定に抵触する不当な違法行為である。教育委員会の見解を問いたい。

⑨ 公民館の「運営方針」として定められた社会教育法第 23 条を、住民の政治的学習や活動を制限する方向で解釈・運用していけば、今後住民の自主的な活動を萎縮させたり抑制したりすることにつながるのではないか。

A. 住民の政治的学習や活動を制限する考えはありません。

【再質問】

・現実には町と公民館が行っているのは明白な活動制限・抑制ではないのか。

【3】池田町の公民館規定について

① 池田町の規定「政党および宗教団体の公民館使用について」(H21/11/2)は、政党からの申し込みのみを対象とし、許可する条件としては 3 項目をあげているだけである。政党ではない町民団体にこの規定を適用したのはどのような理由によるのか。

A. 内規は適用していません。

【再質問】

・11 月 29 日に公民館長から問い合わせがあったのは、「公民館使用で①選挙活動、②特定政党の利害に関する用途では使用できない。これに抵触するのではないかという外部からの声があるので」と連絡があったことからこの問題が発生している。この事実を完全に無視しているのではないか。

・内規に規定がないのであれば、それには抵触しないと判断することは当然のことではないのか。また、内規が適用されない場合は、今後すべて「確認書」を出すのか。

② 池田町公民館は、従来この規定に基づき、申込者による申請内容に応じて使用を許可してきた。実際、「つどい」実行委員会の申請も何ら問題はなく、11 月 4 日には申請通り許可したのである。

にもかかわらず、後から改めて社会教育法の解釈を持ち出して、町民団体に適用したのはなぜか。「公民館の使用取り消し」は公民館の裁量を逸脱しているのではないか。

A. 11月4日付けの申請は、「池田町民の会」でした。この申請に対する許可です。

【再質問】

・必要があれば申請を修正すると申し出たのにそれを断っている事実があるにもかかわらず、公民館の使用許可は「池田町民の会」に対する使用許可であって、「つどい」実行委員会に対するものではないというのか。

・当時の書類では、申請者が「池田町民の会」であることは全く問題のないことであり、場合によっては個人が申請してもよいはずである。それをあたかも、虚偽申請をしたかのように扱っているのではないのか。当初の質問では、このことを裁量権の逸脱であると指摘している。改めて見解を聞きたい。

3 今後の公民館のあり方をめぐって

① 今日、若者の政治離れ、投票率の低下や国民の政治への不信の増大が指摘されている。教育委員会は、このような現状をどのように見ているのか。

A. 若者の政治離れ、投票率の低下につきましてはご指摘のとおりと考えます。

【再質問】

・どのように見ているのかを聞いているのであって、これでは答えになっていない。あらためて「若者の政治離れ、投票率の低下や国民の政治への不信の増大」など公民館での社会教育のあり方と関連づけて教育委員会の見解を示していただきたい。

② 今回の事例が前提となり、公民館が「特定政党の利害に係わる事業」を行わないようにするならば、事業に関するチラシの内容、宣伝物、ネット情報、その他あらゆる側面で規制と監視を強めざるを得ない。また使用規定や申請書もその色彩を強めることになる。

一方、そうした規制が強まれば、利用者がそれを避ける方法を考え出すことも当然ありうる。そのような悪循環の中では、町民の正しい政治的な関心の向上と教養の獲得は得られないのではないか。さらには、地域に開かれ町民が誰でも利用できる社会教育施設をめざすという公民館活動の本来のあり方を裏切ることになるのではないか。

A. 町の大勢の皆様が使用する施設では、決められたルールのなかで、お互い気持ちよく使うことが大切です。今後は、申請時に内容をよくお聞きし、第23条の規定に抵触しないことを前提に、町民の政治的な関心の向上に努めて参ります。会議等について公民館が監視することはありません。

【再質問】

・「決められたルール」とは何か、それは誰がどのように決めるのか。社会教育法を一方的に解釈したり、「確認事項」のようなルールを作ったり、さらには公民館利用者に「政治的中立性」を求めたりするようでは気持ちよく公民館を使うことができないではないか。

③ 現在、全国の自治体の中で、公民館を市民により開かれた場にするため、公民館規定の見直しにとりくむ動きが出ている。なかでも、広島県広島市や和歌山県岩出市は、市民の政治的無関心の増大や投票率の低下などへの危惧から、改めて憲法・教育基本法に立って、市民（政党・政治団体を含む）の政治的学習や活動を大幅に認める公民館規定を定めようとしている。教育委員会はこのような動きをどのようにみているのか。

A. 現在の池田町公民館の運営は、社会教育法に沿って行われています。町民の皆様による政治的学習や活動を規制していません。取り上げて頂いた両市においても同様と考えます。

【再質問】

・公民館、教育委員会の社会教育法の解釈が、一方的な規制による活動萎縮をもたらしていることを私たちは指摘している。

・広島市は、市民団体からの要望を受けて社会教育法の「狭い解釈」（政党・団体への貸し出し原則禁止）から「広い解釈」へと転換し、公民館の中立性を損なわない限りどの政党・団体にも広く公民館を開放するという方針を平成 22 年からとっている。また、岩出市は、平成 27 年の 18 歳選挙権導入に伴う公職選挙法一部改正を受け、昨年文科省の通達にそって広島市と同様な改定措置をとっている。実際の規定を見たり経過を調べたりした上でこのように回答したのか。あらためて、両市の対応についての見解を聞きたい。

④ 公民館の町民利用に際しての管理者の基本的な立場は、「規制ではなくすべての町民への開放」であるべきではないか。また、この立場に立ってはじめて活力ある未来につながる町づくりが実現されるのではないのか。

どの政党、政治団体、個人を問わず、公共の福祉に反しない限り平等・公平に公民館の使用を認めることこそ、これからの公民館運営のあるべき姿であると考えがどうか。

A. その通りであると考えます。

【再質問】

・社会教育法第 23 条の解釈と全く異なるではないのか。

⑤ 現在計画中である「池田町地域交流センター」の設置および管理に関する適用法令は社会

教育法なのか、あるいは地方自治法なのか。またその法的根拠はなにか。

A. 地域交流センターは、公民館事業及び図書館事業を目的とする公の施設です。設置に関する適用法令は社会教育法、図書館法及び地方自治法です。

【再質問】

- ・図書館に図書館法が適用されるのは当然だが、地域交流センターのその他の施設については全体が社会教育法と地方自治法が適用されるとみなしているのか、それとも施設ごとに適用法令を分けているのか。

以上